

# 特定健診、ぎふ・すこやか健診、 生活機能評価を受けましょう



生活習慣病予防のための特定健診、ぎふ・すこやか健診、介護予防のための生活機能評価を実施します。この機会にぜひ受診してください。

なお、平成19年度まで町が実施してきました「基本健康診査」は、この「特定健診」、「ぎふ・すこやか健診」に変わっておりますので、国民健康保険以外の医療保険に加入している方は「特定健診」について、加入している医療保険者にお尋ねください。

## 対象者

特定健診	国民健康保険の加入者で、平成22年度中に40歳になる方～平成22年8月31日時点で74歳になる方（昭和10年9月1日～昭和46年3月31日生まれの方） （社会保険など他の医療保険加入者や長期（6カ月以上）入院中の方は受診できません）
ぎふ・すこやか健診	平成22年8月31日時点で75歳以上の方（昭和10年8月31日以前に生まれた方）（障がい認定の方は65歳以上の方）
生活機能評価	65歳以上（昭和20年7月31日以前に生まれた方）で5月に実施した基本チェックリストの回答結果により選定された方

※対象者には7月下旬に受診券や受診案内を郵送します。

なお、特定健診の対象者で、次に該当する方は受診できません。  
受診券を役場へ返却または電話にてご連絡ください。

- ①妊産婦の方
- ②海外在住の方
- ③長期（6カ月以上）入院の方
- ④国民健康保険から他の医療保険に変わった方
- ⑤勤務先の健診や人間ドックを受診した方、また受診する予定の方

（健診結果を国民健康保険に提出していただければ受診の必要はありませんので、ご協力をお願いします。）



## 国民健康保険以外の方

国民健康保険以外の健康保険に加入している方については、特定健診を加入している医療保険者が実施することになっています。詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。

## 実施期間

平成22年8月1日～10月31日